

# 郵便貯金の払い戻しには

## 期限があります。

満期を過ぎた  
郵便貯金の払い戻しは  
お早めに。



平成19年10月1日（郵政民営化）より前に郵便局にお預けいただいた定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金は、法律の規定により、満期後20年2か月経つとお客様の権利が消滅し、払い戻しが受けられなくなります。  
※平成19年10月1日以降お預けいただいた貯金は、権利消滅の対象ではありません。



ご家族にもご確認ください。  
郵便貯金をお持ちの方はいらっしゃいませんか？

満期のお知らせなど重要なお知らせをお届けするため、お引越しの際は、郵便物等の転居届とは別に、郵便貯金証書・通帳の住所変更手続きを行っていただくようお願いいたします。

<お問い合わせ先>

残高などの個別のお取引内容に関するお問い合わせは、お近くの郵便局、ゆうちょ銀行の店舗まで。

【商品・サービスに関するお問い合わせ】

ゆうちょコールセンター 0120-108420 (通話料無料)

受付時間：平日／8:30～21:00、土・日・休日／9:00～17:00

※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

独立行政法人 郵便貯金・簡易生命保険管理機構

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5-13-1

電話：03-5472-7101 受付時間：平日／9:30～12:00、13:00～17:00 土・日・休日を除きます。  
さらに詳しくお知りになりたい方は URL：<http://www.yuuchokampo.go.jp/> まで



(調製：平成29年1月)